

令和元年12月
長崎県警察

道路交通法施行規則第1条第2項第1号の規定に基づく原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認の審査基準制定案に対する意見の募集結果について

長崎県警察において、令和元年11月14日から令和元年12月14日までの間、道路交通法施行規則第1条第2項第1号に基づく原動機を用いる小児用の車の確認（大型の電動乳母車を歩行補助車等として適用させることについて、警察署長がその通行方法を確認すること。）の審査基準制定案に対する意見の募集を行いました。

道路交通法施行規則第1条第2項第1号の規定に基づく原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認の審査基準が令和元年12月18日に制定されるに当たり、次のとおり意見公募手続の実施結果を公表いたします。

- 1 意見を募集した規則等の題名
道路交通法施行規則第1条第2項第1号の規定に基づく原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認の審査基準
- 2 規則等の案を公示した日
令和元年11月14日
- 3 頂いた御意見
御意見はありませんでした。